

Title	地域社会の社会変動に関する一考察：千葉県九十九里浜沿岸漁村の実態調査を通じて
Sub Title	A consideration on the social change in a community : through the area study of a Japanese fishing village
Author	仲, 康(Naka, Yasushi)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1958
Jtitle	哲學 No.35 (1958. 11) ,p.465- 487
JaLC DOI	
Abstract	The sardine-fishery on the Kujukuri Coast is now decaying in spite of the technical improvement in various minor points. We may point out, as its primary causes, two factors, the economic - the diminution of economic income of ship-owners due to the inefficiencies of productive techniques - and the social - the feudalistic human relations between employers and employees. These factors are now driving the present "Aguri-ami Fishery" to the decay, as they once had played a decisive part in the fall of the former "Jibiki-ami Fishery" in this district. Because of the technical inferiority and the decrease of the number of fishing labourers due to the feudalistic labour conditions of the "Jibiki-ami Fishery", the former great seineowners, "O Jibiki-ami-nushi" had been in vain in struggling against the rising of the present "Aguri-ami-nushi", that is, ship-owners of the "Aguri-ami Fishery" which was a new fishing technique in the process of transition from the "Jibiki-ami Fishery" to the "Aguri-ami Fishery". In the face of the present crisis of sardine-fishery, these ship-owners are striving to overcome the difficulty by constructing a fishing harbour. The construction of a new harbour will result certain changes in the existing structure of this fishing society. The main object of this paper consists in the historical as well as analytical investigations of the social changes which are brought out by the adoption of new productive techniques in this small community.
Notes	IV 社会,慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000035-0470">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000035-0470</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 地域社会の社会変動に関する一考察

——千葉県九十九里浜沿岸漁村の実態調査を通じて——

仲  
康

九十九里浜沿岸諸漁村にとって、現在主要な漁撈技術となっている「揚繰網」<sup>アフリ</sup>漁業は、その細部的な技術の改良にも拘らず、九十九里北方諸地域の漁撈技術の改良・発達によって、「いわし」の魚群が九十九里浜沖に南下する以前に、すでに濫獲されてしまったり、また潮流の自然的变化による魚群の薄影化、駐留軍の高射砲実弾射撃演習（一九五六年現在）による悪影響など、種々の要因がからみあって、戦前の当地方における揚繰網漁業に比し、現在は著しくそれが衰微の方向を辿っていることは否定出来ない。

九十九里浜沿岸諸漁村の中でも、有数な揚繰網漁業の根拠地とみなされるK町のある網元は、このため「当地を捨てて、近在のより盛んな漁業地であるC市かK町に移籍し、揚繰網漁業の施設・規模を半減して、いわゆる半農半漁の型態でやってゆきたい。」とまでのべるに至った。また、このように極端な立場をとらなくとも、多か

れ少かれ、「このままの状態では、当地の揚繰網漁業も見込がない。」という気持は、K町の網元の夫々の心の中を強く支配しているように思われる。

ところで、このような悲観的な見透しを、かれらに抱かしめる主要な条件として、漁獲の減少がもたらす収入減という技術・経済的なそれと、比較的若い年令層の舟方（漁夫）が、現在この地方にみられる前近代的な主従関係を主軸とする社会体系や、極めて原始的な労働作業を嫌って、「このままの状態では舟方になり手がなくなつてゆくであろう。」また、たとえかれらが舟方になったとしても、「昔の舟方のように、仕事や親方に対して忠実でない。すべてが自己本位だ。」と網元達を嘆かしている社会的な条件があげられよう。

事実、この漁業社会に戦後、組合運動という新しい波が押しよせてきている。世代は変わりつつある。若い年令層の舟方が、たとえ現在の網元にとって好ましくないものであると、兎に角、古い価値観をもった舟方達は、新しいそれをもった人々によって、次第にとってかわられつつある。「舟方になり手がなくなつてゆく。」時代の転換期に立たされた網元達の主たる悩みも、ここにあるように思われる。

しかし、いま述べてきたこの二つの条件は、かつての大地曳網漁業を憎伏させ、戦前において栄華を極めたこの揚繰網漁業を現在衰微へと導いているばかりではない。

我々がこの地方の漁業盛衰史に眼を向けるならば、揚繰網漁業以前に最も盛んに行われた大地曳網漁業が、明治初期前後より、次第に衰微の兆候を示し始めたその主要な要因としても、この二つの条件があげられうる事が理解されよう。<sup>(2)</sup>

すなわち、大地曳網漁業の漁撈技術と漁業社会の経営組織が、当時の一般的社会・経済の発展段階に比して著

しく立遅れたものであったことが指摘されうる。

まず前者の漁撈技術についてみると、大地曳網漁業は近世において、最大の漁業型態をもつものの一つと自他共に許してきたが、しかしその漁法は、きわめて消極的、非能率的なものであったといえる。

というのは、そもそも地曳網漁業は、魚群の沿海への回遊をまっけて、初めて成立する漁法であり、従って、当然漁場も沿岸海域に限定されるから、魚群が未だ沿岸近くまで押よせてくるほど豊富に存在していた時代には、十分その存在理由をもつものであるが、一度魚の量が一定の限界に達すれば、魚獲量がそれに応じて減少して行くことは免れえない。

ところが、徳川時代より明治にかけて、食料ならびに肥料として魚類の需要が急速に増大していった結果、十九里浜以北の沿岸諸海域において、「いわし」の濫獲がしきりに行われるようになり、地曳網漁業によるこの地方の魚獲量も次第に減少せざるをえなくなった。

その結果、他の諸地域（わけても漁港をもつ諸地域）では、大型の漁船を用いて次第に沖合、沿海へと漁場を拡大し、またそれに伴って漁撈技術も益々高度なものとなってゆく一方、沿岸漁業中でも最も消極的な漁法であった地曳網漁業は漸次消滅していったが、九十九里浜ではその地勢上、漁港の設置は望むべくもなく、依然としてこの旧漁法に頼らざるをえなかったわけである。

しかし、このような技術の後進性に基く経済的条件の不利ばかりか、この大地曳網漁業のもつ伝統的な経営組織が、この漁業を長期間にわたって存続せしめた一方、これを急速に衰微へと導いていった有力な要因としての社会的条件であったことも忘れてはならない。

往時の大地曳網漁業は、一統あたり略々六十名の舟方を使用する大規模な漁業型態をもっていたが、網元は概ね前貸金または耕作地を貸与して舟方の労働力を緊縛し、比較的近在の主として岡部落の農民の労働力を安易且つ安価に使用してこの漁業を営み、しかも、舟方の網元に対する前借金は年々累増し、その殆んどものが譜代奉公人の如く、代々同一の網元に仕えなければならなかったのが、この地方の漁業社会にみられる一大特徴であった。ところが、徳川末期より明治にかけて、資本の漸次的発展が社会一般の傾向となるにつれて、舟方の生活にも自由主義的経済思潮が次第に侵透し、かれらの支出が増加する一方、諸物価の騰貴も避けられないものとなってきた。

しかし乍ら、このような一方的債務労働関係に代々しばられていた舟方の収入は、一般的にみて極めて零細なものであったから、このような社会的条件の下で、舟方が暗黙の中に自由を求め、他の地域のより有利な条件で労働しうる網元のもとへ逃散してゆくものが、少からず出てきたことは必然の傾向であったといえよう。

そこで網元は種々の規定をもうけて、このような舟方の離散、逃散の現象を防止しようとしたが、明治維新政府が人身売買制度の廃止を明治初年に行うに至って、これが右にのべてきた網元・舟方の債務労働関係に非常な影響を及ぼしたことは否定出来ない。

例えば「房総水産図誌」(二)には、

「明治維新の後、人身売買禁止の令出るに及び、網主等水主(舟方のことを指す)前金借用証書の法令に触る処あるを以て、書換を命ぜしに、水主等事を左右に托して其期を延ばし、而して其旧体を改めざる者は裁判上無効の者となりしより、網主、水主の間大に紛紜を生じ、一朝旧来の情誼を破却するに至れり。」とある。

時代の風潮と共に、この地方の舟方も次第に自由の思想に目覚め、その後いわゆる「網乗換え」の現象は、上述の如き経済的、社会的の二条件に左右されて益々甚しくなり、かくしてこれが地曳網漁業の根底を揺がすに至つたのである。

このことは、当時の大地曳網漁業の網元達にとって死活に関わる重大な問題であつたから、明治十五年以降の水産集談会の席上において、深刻な討議が度重ねられてきた。いまその若干の諸例をここにかかげてみよう。

「我九十九里地曳網の衰頹は、昔年に比すれば甚しき景況にて、其原因を考ふるに種々弊害ありと雖も、先づ水主の雇方に依るべし。其法たる一ヶ年雇役金何円と定め置き、一時に前金を貸し与へしに、遂に返金せずして中途に脱走し、或は他の漁業に従事する等ありて、自然衰頹を来したるなり。故に之れを回復せんとするには、網主と水主の間に定約を結び、その雇方の改良を為すことこそ緊要なり。」<sup>(3)</sup>

「爰に雇者被雇者の中に生ずる所の六弊害を枚挙し、聊か所見を吐露せん。

被雇者、分外の負債をなし、身代限をなすは弊害の第一なり。

雇者の水主を競雇する弊害の第二なり。

被雇者の鹿島浦へ逃走するは弊害の第三なり。

甲の被網者を乙にて濫に雇ふは弊害の第四なり。

地曳網水主の小漁船に移乗するは弊害の第五なり。

被雇者私意を擅にし、網主に抵抗するは弊害の第六なり。

以上羅列する所の弊害を矯正せざれば、到底九十九里漁業の進歩は望むべからず。然れども第六弊害は雇者権

力の衰弱より惹起せしものなれば、今更如何ともなし能わざれども、第一より第五までは県庁の達を以て矯正し得らるるものなれば、当局者の注意あらんことを望む。」

「近来九十九里水夫の風俗大に乱れ、分外の借財をなし、返済の目的なきときは鹿島浦に逃走し、又は船頭、沖合、賄、仲乗等の役目をのぞみ、これを許されれば他網に雇われ或いは小漁船等に乗し、啻に網主の命に従はざるのみならず、被雇者却て網主を圧制するの勢あり。此同業者が其筋の保護を以て取締方法を定めんとする所<sup>(4)</sup>以なり。」

かくして、舟方の前借金<sup>(5)</sup>の累増に基く網元の負担加重、舟方の逃散や小漁船への乗換え、網元の附属商人としてのいわゆる「加工屋」からの水揚げ金返済の遅滞等の諸現象がからみ合つて、莫大な額の前貸金、焦付金を内蔵した大地曳網漁業の網元達は、新しい漁撈技術をもつて抬頭しきつあつた揚繰網漁業へ転換する資本も才能も意欲もなく、衰微への一途を辿つていたのである。

ところで、このような大地曳網漁業転落の情景は、そのまま今日の揚繰網漁業衰微のそれとなつて展開されな<sup>(5)</sup>いであらうか。

「家族一丸となつての厳しい労働の割に報われる所少いにも拘らず、一方において舟方よりの前借に迫られ、他方において若い舟方達による労働攻勢、また舟方になり手が少くなつてゆくという現実の前に、我々は絶えずおびやかされている。」揚繰網漁業に従事しているある網元のこの悲痛な叫びは、そのまま大地曳網漁業の網元の言葉の中にかがいがい知ることが出来るように思われる。

ただ大地曳網漁業の網元の転落期における態度に比して、今日の揚繰網漁業の網元のそれが著しく相違する点

は、前者が巨額な前貸金と焦付金の前になす所なく屈服し例産し、そこに新たに附属商人としての加工屋や当時小漁船を使用していた延縄漁業家等による揚繰網漁業が勃興していったのに反し、後者においては、少くともかれらが築港によってこの転換期をのりこえてゆこうという強力な意欲に燃えていることであり、さらにはまた、現在の網元の中に、新しい価値体系の到来をいち早く感得し、行き詰ったこの漁業社会の現状をなんとかして打破しようと苦慮し、そしてまた、こうすることによって将来起りうるであろう網元対舟方の感情的摩擦を、出来る限り少くしてゆこうと努力しているものが少なからずみられることである。

例えば、K町のある網元は、「この地方の漁業労働といえば、真冬でも裸同様で作業しなければならぬ。甚しきは婦女子も半裸でこの作業に参加しているのが実情だ。それ許りか、他の面でも前近代的な諸点が多々みられ、いまの若いものは当然このような厳しい原始的な労働、旧態依然たる社会の仕組みを嫌ってゆくであろう。

しかし一方、九十九里浜の舟方は、概して他地へ行ってある仕事に従事しても、永続しえない性向をもっている。かれらはたとえ他地である職業についても、そこで得られた収入の一部を郷里の実家へ仕送るわけでもなく、窮極の所、その地で罹病、または後日発病の因を作って故郷へ戻ってくる傾向が強くみられる。

従って、このようなことを考えるとき、土地のものは土地で職につくのが最も経済的であり、自然の理に適ったものといえないであろうか。とはいえ、当地で舟方になっても、当初純真であった舟方が、賭博行為等を通じて土地の愚連隊によって次第に毒されてゆく実情をみると、舟方に漁業労働以外の一定の職を与え、かれらを経済的にも社会的にも自立させてやるのが急務となつてこよう。例えば、当地に生産加工業、その他の大規模な工場を樹立して、この工場へかれらを定時勤務させることが、今後この町の重要な課題となつてこよう。」とい



っている。

また最近に至って、千葉県の「九十九里綜合開発計画」の中、浜部落地帯に関して二億円の予算が計上されている。その一部は築港にあてられ、他のそれは沿岸観光道路の完成や、海浜地帯への植林、防風林の建設、さらにはまた、K町近在の海浜地帯に多く存する沼沢地の干拓、耕作地化にあてられるようである。

これらの諸計画の中、特に最後にあげた沼沢地の耕作地化は、九十九里浜沿岸農漁村のより大なる農業化に貢献するものであり、すでに指摘した築港による漁業の増進化と相俟って、もしこれらが単なる机上の計画のみに終らず、今後種々の障害を排除し乍ら、実現の方向へ一歩でも前進するならば、九十九里浜沿岸諸漁村の前途は必ずしも暗澹たるものでないであろう。<sup>(6)</sup>

ところで、これらの計画がK町を中心として実現された場合、就中、漁港の出現や舟方が漁業労働以外の定時制労働に参加するような事態がおこった場合、そこに当然漁業社会における社会体系の変化ということが問題となつてこよう。

実際、漁港がK町に築かれれば、それが三、四十屯級の漁船しか入港出来ない僅かな収容能力しかもたないものであつても、K町近在でごく最近港をもつに至つたO町の例をみてもわかる通り、<sup>(7)</sup> K町の魚価は飛躍的に高騰し、従つてK町の漁業はこれを全体からみれば益々盛大なものとなつてゆこう。

しかし一方において、K町浜部落の揚繰網漁業がこれまで持続させてきた社会体系は、この漁港出現によつて、反つてその体系そのものが内部にもつ統一原理や均衡性を失つて、崩壊へと導かれるのではないであらうか。いまその契機となるものに、次の二つがあげられよう。

(1) K町外の他船が、自由にK町の漁港に出入すること。

(2) K町内の漁船所有者が増加すること。

まず(1)についてみるに、次のような種々の事態が、これをきっかけとしておこってくることが予想されうる。

(a) ある有力な加工屋が「この網元達は港が出来ると他の船が入ってきて、各自の水揚げ量が今までより反って減少するのではないかと心配している。」と指摘した如く、従来、K町において独占事業としてその地位を安楽に保ってきた六人の網元達が、かれらのもつ資本力や経営能力を、漁港出現により、広く漁業上のナショナル・レベルにおいて競わなければならなくなつてこよう。

その結果、かれら六人の中には、沖合漁業から沿海漁業への転機に際して、あたかも大地曳網漁業から今日の揚繰網漁業に転化した際、多くの大地曳網漁業の網元が、新興の勢力に拮抗しつつ惨めにも転落していったように、その轍を再び踏むものが出てくるのではないであろうか。

眼を再び九十九里浜漁業の過去の歴史に転じてみよう。そこには、次のような光景が映じてくる。

揚繰網漁業は、大地曳網漁業に比して、(一)漁場がより広範囲であったこと、(二)漁業労働者(舟方)の数が、より僅少でも作業しえたこと、(三)魚群の襲来を待伏せして獲る地曳網漁業に比し、魚群の襲来をいち早く探知して、これを追撃して獲る揚繰網漁業の方が、はるかに積極的な漁法であったこと、(四)漁撈器具が、当時(明治十五年頃)において、より安価であったこと、(五)水揚げ高の配分関係において、当時の揚繰網漁業は、大地曳網漁業のいわゆる「代分け制」の他に、「職制」といわれる賃銀制度を併用しており、より進歩したものであったこと、等等、漁撈技術面においても、経営面においても、揚繰網漁業の方が一段とより高度のものであったから、当然漁

獲量も大地曳網漁業のそれに比して、はるかに多かつたわけである。<sup>(8)</sup>

それ故、すでに衰頹の兆をみせていた大地曳網漁業は、新漁法としての揚繰網漁業の出現によって、全く致命的な打撃をこうむるに至り、当時の大地曳網漁業の網元達は、再三にわたって種々の「揚繰網漁業禁止の請願」<sup>(9)</sup>を政府に出しつつ新興の勢力に拮抗しながらも、ついには次の如き契約書を県庁役人立会いのもとに、揚繰網漁業の網元と取交わさざるをえなくなったのである。

### 契 約 書

九十九里浦山辺、武射、長柄郡に於ける揚繰網営業の儀、今般地曳網業者との熟議を以て、明治廿五年十月より向一ヶ年間試験として之を営むに付、契約する条件左の如し。但試験の成績に依り、満期に至り更に協議を遂げ、適當の契約を締結すへし。

- 一、揚繰網は陸地を離る七十房以外に於て営むべきものとす。(中略) 又地曳網に於て營業を為さざるときは、総て制限を受くることなく揚繰網を使用することを得へし。<sup>(10)</sup>

さらにこの契約の期限が満期となる明治二十六年十月に県知事は、揚繰網漁業に対してその就業の全面的許可を与え、かくて、明治三十九年、これまで王座を占めてきた九十九里浜の大地曳網漁業も、揚繰網漁業の前に屈服して、その座を譲らざるをえなくなり、その後次第に衰微の一途を辿って、あるものは揚繰網漁業に吸収され、

あるものは現在なお残存する小地曳網漁業に転向していったのである。<sup>(11)</sup>

以上の如く、新興の勢力の前にさしも優勢を誇った大地曳網漁業が、あえなく屈服していった歴史的事実を考察してみると、このようなことが、現在における沖合漁業から沿海漁業への技術的転機に際して、再び現われえないとは何人も断言しえないであろう。

(b) 外地から他船がK町に入港することによって影響を蒙るのは、ひとり網元ばかりではない。まず加工屋の場合についてこれを検討してみよう。

すでに一部の研究者によって指摘されたように、この地方の網元と加工屋の関係は、「株制度」によって単的に表示されうる。<sup>(12)</sup> 現在K町で最も有力な加工屋は二人の網元から、夫々二株づつの権利を確保しているが、これは唯一の例外で、大半の加工屋は若干の一株半の権利手得者を除いて一株の権利しかもっておらない。

この株数の決定基準として、一般にあげられるものに次の如きものがある。

(一) 特定の網元の船の為に、どの位役立つ能力を加工屋がもっているか。例えば、その加工屋が網元への程度漁業労働力を提供しうるか。またその熱意がどれ程のものであるか。

(二) 加工製品を販売したら、売上げの一部を網元の所へ遅滞なく届けるかどうか。いいかえれば、網元に対する「納金ぶり」がよいかどうか。

(三) 加工場としての設備が完備しているかどうか。

ところで、これらの評定は全く網元の一存によるものであるから、両者の関係はどうしても一方的とならざるをえない。「加工屋は網元に隷属している。」と評価される所以は主としてここにある。

しかし漁港が出現した場合は、多数の漁船が加工材料を多量に運んでくることが容易に考えられるから、加工屋は従来の如く必ずしも加工材料獲得のため網元の一存に基く「株制度」に依存する必要がなくなってくる。

「株制度」から「入札制度」への転化が、ここに問題となってくる。

ところで一度び「入札制度」がそこに適用されれば、加工屋はもはや網元の桎梏にあえぐことなく、自由に独走しうるようになるが、しかし一方において、かれらは相互に競争してゆかなければならなくなってしまう。

その結果、激しい生存競争に打勝ったものが、K町の今後の加工屋として益々発展してゆくことになるであろう。

この予想されうる事態について、ある有力な加工屋は「加工業者の六割位は、漁港がなくとも良いといっている。かれらは株を網元から貰うだけで、いうなれば隷属していることに安んじている。漁港が出来ると入札で有力な加工業者に加工材料を独占されはしまいかと心配しているからだ。」とのべ、さらに語をついで、そのようなことがたとえおきたとしても、「せり合うことに心配の要は毫もない。その晩には加工の有力な卸問屋が数軒出るであろうから、非力な加工業者はその卸問屋に附属すればよいのだ。漁港が出現すれば、他の土地の漁船も多数入港してきて水揚げの総量が増し、相場は反落して劣位の加工業者だって現在よりは良くなってゆこう。」とこの有力な加工屋は、K町の大半の加工屋の築港に対する消極的態度、その根底にある将来への見透しの誤認を指摘している。

先刻述べた通り、漁港の出現によって「株制度」が弱化し、新たに「入札制度」が有力なものとして登場してくるであろうことは否定出来ない。

この制度上の転化が、K町の加工屋に如何なる影響を及ぼすかは、軽々に予断を許すものではないが、既述の一加工屋の言にもみられた如く、将来の社会淘汰にたえうる能力をもった優位の加工屋は、益々K町において強大なものとなり、劣位のそれらをその翼下におさめて、ついには経済的にも社会的にも網元と同位、またはそれ以上の地位を確保しうることは予測しうる。

しかし一方において、従来強大な勢力を保っていた網元の庇護のもとに温育されてきた加工屋の一部が、外界に放り出されて忽ちにして凍死してしまふであろうことも等閑視出来ない事実であろう。

(c) 加工屋の場合について、舟方のそれを検討してみよう。

紙幅の関係でここではふれえないが、別の箇所では筆者が舟方の行動圏について研究報告した際、一般にK町の舟方は、比較的閉塞された社会に蟄居していることを指摘したが、それは単にかれらの物理的行動面のみならず、意識の面においてもいわれうることである。かれらの家庭でラジオを所有し、新聞を購読するものも少くないが、しかしかれらが好んで聴いたり読んだりするものは、主として娯楽番組や同様の記事、気象通報に限られている。従つてかれらは日々変動する政治・社会情勢については、比較的関心を示して居らず、この方面の知識に疎いといわざるをえない。

要するに、かれらが日常接触する人々は、同一浜部落内の親密な近隣集団の諸成員であり、その知識は極めて限定され、月並なものとなっているのである。

ところで、漁港が出現した暁には、多数の漁船が入港すると共に、異質の思惟様式、行動様式をもったK町外の土地の船員達がK町を訪れることになるから、この町の舟方はかれらとの頻繁な社会的接触を通じて、従来の

ように一つの殻に閉じこめられることなく、そこに当然従来の価値態度体系の変容がみられることになる。就中、最近漁港をもうけたO町において、直ちに組合運動が活潑となり、これがO町の浜部落の在来の社会体系をゆるがす程に至った事例は我々として無視しえないであろう。

K町の舟方は他の異質の船員との接触により、換言すれば社会的接触の増加によって、自己のおかれていた社会的地位を他と比較したり、また他人からの示唆によって、自らの社会的地位をはっきりと自覚するに至るであろう。そしてこのことが、今日あるところの各統（各網元）別の縦の系列による「御用組合」から、各統内の舟方が相互の連絡を保った横の系列による真の意味での「労働組合」結成への契機となるであろうことは容易に予測しうる。

またこのようなことが直ちに行われなくとも、社会的移動の頻繁な傾向をもつK町の舟方であるから、すでに大地曳網漁業の末期にみられた如き、より雇傭条件の有利な他船への「乗換え」現象が起きることは必然である。その結果、K町の網元に仕える舟方の数が減少し、従来のような債務労働条件を積極的に改正しなければと網元達が真剣に考慮する時機が遠からず到来するものと思われる。何故なら、すでにみてきたように、K町の網元達にとっては、組合運動より以上に「舟方になり手がなくなる。」ことが一番手強いことであるからである。

以上において、筆者は従来維持されきたったK町浜部落の独自の社会体系が崩壊してゆく契機(1)として、築港によって生じうる外部からの圧力なるものを指摘し、それについて種々予想されうる事態を検討してきた。さて次にその(2)として、先にあげた内部からの圧力なるものを考察してみよう。

大地曳網時代から揚繰網時代への転機に際して、大地曳網漁業の網元で揚繰網漁業の網元へ転進したものは一

人も居らず、揚繰網漁業の網元のすべてが、大地曳網漁業時代、網元の附属商人であった加工屋（主として、粕製造業者）と、小漁船業者（主として延縄漁業者）から転じた者であったことは、すでに山口、中井の両氏<sup>(13)</sup>ならびに筆者が別の箇所指摘してきた歴史的事実であった。

とはいえ、今日の揚繰網漁業の網元達は、そのすべてが新しい漁撈技術、新しい器具を積極的に採用して、沖合漁業から沿海漁業へ乗出してゆこうとその意欲に燃えているから、かつての大地曳網漁業の網元達が、旧套から逸脱することを躊躇し嫌って、新興の勢力と激しい戦いを演じつつも転落していったことと、彼此同日に談ずることは出来ない。事情は根本的に相異するといえよう。しかし、先にもみたように、有力な加工屋の中には、入札制となって益々その勢力を強大にし、網元と同等の社会・経済的地位を獲得するものが出てくるであろうから、この点からみれば、九十九里浜の漁業社会は、同じ類型の歴史的過程を再び経過することも考えられよう。

事実、筆者が面接した加工屋の中には、「漁港が出現すれば、自ら小漁船主となって今までのように網元の支配下のみに甘んじておらない。」といっている者も多いから、加工屋は加工業者として網元の支配から免れて独立するばかりか、加工業者兼小漁船主として網元への隷属関係をたち切ったり、あるいはまたその関係を弱化させてゆくことが考えられる。

このことはさらに舟方の場合についてもいわれうる。否、むしろ筆者が面接、調査した範囲では、かかる事柄への関心・意欲は、舟方の方がより強烈であったといえる。「我々は漁港が出現すれば、各自めいめい小船をもって魚をとりに行く。」「漁港が出来れば、自分で船を求めて、……商売は今よりずっとやり易くなる。」二・三の舟方のこの気持は、将来に対して少しでも生活の構図を画きうる能力をもった舟方達にとっては、共通した感情



であったといえる。

いうまでもなく、かれらの中には、たとえ現在の夢が実現しえたとしても、資本と経営能力において、現在の網元のそれらに対抗しうべくもないから、瞬時にして折角求めた小船を手放さざるをえなくなり、再び元の舟方になるものも少からず出てくることであろう。

しかし乍ら、かれらの中から若干の成功者が輩出することによって、他の舟方の眠れる魂をゆりおこし、網元・舟方のいわゆる親方・子方関係の絆から脱れようと努力するものが、誘発的に続出するであろうことは想像に難くない。

要するに、築港によっておこりうるであろう加工屋や舟方の経済的独立、かれらの今までおかれてきた社会的地位の再認識は、それらが外部からの圧力に基くものであるにせよ、内部から生ずる圧力に基くものであるにせよ、あるいはまたこれら二つの圧力がからみあった強力なものに基くものであるにせよ、従来牢固として維持されてきた九十九里浜における漁業社会の網元を頂点とし、加工屋と舟方を二つの底点とした社会構造を、次第に崩壊せしめてゆくのではないであろうか。

しかし一方において、我々は次の事実も銘記しておかなければならない。

上述してきたような浜部落の社会体系の変化に対して一部の網元達が「起きたら起きた時のこと。現在その対策について考えてみたこともない。」「心配という程のこともなからう。」「凡らく漁港が出現しても、現在の社会の仕組は変ってゆかないのでないか。」等々、比較的無関心または楽天的な態度をとっていることである。

一部の網元達をして、このような態度をとらしめている有力な因子として、かれらが現在もつ強力な経済力、

歴史的に長期間にわたって獲得せられた社会的地位、ならびにそれに基いて育成されてきた網元としての価値指向のあり方が、勿論考慮されなければならないが、他方被支配者としての加工屋や舟方の価値指向のあり方がと  
り上げられなければならないであろう。例えば、先刻「K町の加工業者の大半は、網元から僅少の株を貰うだけで隷属に甘んじている。積極性は少しもみられない。」と批判された如く、また「舟方は一方において生活の改善を叫び乍ら、その方策として各自が団結するわけではなく、他方において真に親方らしい網元に憧憬の念を抱くことに満足している。」と指摘される如く、加工屋にしても舟方にしても、隷属関係の中に、自己の安住の地位を求めようとするその傾向が、余りにも強く観察されうることである。

網元はこのような考え方をもちた諸成員を二底点としてもつ限り、一方において「このままでは舟方になり手がなくなるのではないか。」と案じつつも、「まだまだ当分この三角形の頂点の座に安住しえられる。」と楽観的な気分に分浸ることが可能であろう。

そこで、被支配者の中でも就中舟方それ自体の新しい社会体系への適応化の諸問題がクローズ・アップされてくる。

すでにみてきたように、舟方は一般に生活の安定を横の繋りの強化に求めるよりも、縦の繋りに依拠させようとしている。そこではかれら同志の団結ではなくて、網元への隷属が生活の支柱をなしており、さらにこの隷属の意識は、経済的体系としてのドンブリ勘定と前借制度によって背後から歴史的に強化されてきている。(このことは、ひとり舟方ばかりでなく、加工屋についてもあてはまることである。)

そして舟方のこの隷属意識の根底には、まず第一に、「我々は人間の屑だ。仕方がない、現状に甘んじよう。」

「我々舟方は奴隸的存在で、九割までが他に何の使いみちにもならない人間だと思う。」という劣等感に基く自嘲的諦観がみられる。

実際このような劣等感をかれらに抱かしめる有力な因子としては、かれら自身が幼少年期において家庭においても学校においても、十分な教育を受ける機会に恵まれて居らなかったことと、かれらが現状において浜部落の他の諸階層の人々から、また岡部落の農民から最下等の人間として評価されている社会的地位の問題があげられるだろう。

かれらが何故他の社会階層の人々から、たとえ教育のない人間であったにしても、「芝虫」(芝浜に巢喰う虫の意)と蔭でよばれたり、「奴等は人間ではない。」と軽侮され排斥されなければならないのであろうか。

その第一の理由となるものに、かれらの一部のものの部落内における常習的非行がとりあげられなければならない。

部落内におけるかれらの非行の中、最も顕著なものは無銭飲食であり、さらには飲酒の上での集团的暴行狼藉であろう。特に部落の祭の晩におけるかれらの非行は、筆者の目撃した所甚しいものがあり、「無法者」の如きかれらの振舞いに対して一般の業者はただおびえるばかりか、土地の警察も全く無力化してしまうのであった。

かれらはこのような非行に対して、後日かれら自身責任を負う觀念を殆んどもって居らず、すべては親方によって解決して貰う態度を傾向としてもっている。

要するに浜部落における共同体的規制は、その殆んどが網元を中心として行われ、警察権は殆んど介入されえないというのが筆者のみる所であり、また最近他の地域から新しく配属されてきたある若い警察官の慨歎する所

以でもあった。

自己の負うべき責任を網元に転嫁する傾向は、日常のかれらと小売商人との関係の中にも容易に見出しうる。浜部落と岡部落の中間地帯に街道に沿って商業部落が形成されているが、この部落に居住する商人達は、「舟方とは殆んど「貸し」によって商いしている。かれらはいざとなると「親方の所へとりに行ってくれ」と少しも誠意を示さない。我々が余り強いことをいうと「そんならお前の所から買ってやらないぞ」と仲間と共に不買行為をしかけてくる。」と一様に不満をのべている。

部落の祭の晩にかれらが飲酒した上で乱暴狼藉を働くのは、ある意味で日常鬱積した劣等感の発散行為ともみられよう。かれらはよく「俺達だって人間なんだ。文句があったら俺ん所の親方へいってこい。」という言辭を弄する。これらの言動は、舟方が平素職業的、経済的、社会的に、網元、加工屋、農民、その他の階層の人々に対して抱いている劣等感情をなんらかの機会に発散するため、自己の親方たる網元の権威をかりて、弱者とみられるものに対し威圧的的行為に出る一結果として、我々に理解出来ないこともない。しかし一方、一部の舟方によるこれらの行為が、K町の浜部落や岡部落の人々から恐れられ、少くとも好感をもって迎えられず「舟方は乱暴者だ。」「舟方は人間の屑だ。」という一般的評価を舟方に与えさせ、また舟方自身も知らず知らずの中にこのように自己評価をする有力な因子となつてゐることは否定しがたい。

非行の第二として、舟方の賭博行為、覚醒剤の常用、窃盜があげられよう。これらの行為は、戦争直後に比べればはるかに少なくなつてゐるが、それでも筆者が現地調査をおこなつていた当時でさえ、半ば公然と一部のもの間で行われていた。ある網元が「舟方の若いものが、土地の愚連隊によつて毒されてゆく。」とすでに慨歎して

いたように、舟方の賭博行為や覚醒剤の常用には、その背後に舟方ではない愚連隊の暗躍があることを見逃すべきでない。ある中年の愚連隊の指導者格のものが、「舟方はみな馬鹿ですよ、我々のインチキ賭博に気付かないのですからね。」と当時筆者に向って語っていたが、舟方の日中の労賃がこのようにして深夜民家を粧った賭博場で一瞬にして消滅してしまうことも少くない。

警察官の話によれば、K町の犯罪は岡・浜両部落を合わせて、舟方によるものが圧倒的に多いそうである。特に戦争直後金属類の不足から、いわゆる「光り物泥棒」がふえ、舟方が深夜浜にあげてある他の網元の船から、電探器具、砲金等を盗む行為が一時目立ったようである。

以上、舟方の隷屬意識の根底によこたわるものとして、筆者はまず舟方自身の劣等感をあげ、それが主としてかれら自身の幼少時代からの教育の欠如と、かれらがこの浜部落の内部で獲得する社会的、経済的地位ならびに社会的評価の低位性によるものであることを指摘してきたが、舟方自身の内部にあって、隷屬機構を強化せしめるその他の主なる因子としては、舟方が一般に揚繰網漁業に関する知識と技術のみしかもっておらないために、転職への自信を全く失っていることがあげられよう。いうまでもなく、このことは第一にあげた教育の欠如、社会的地位や評価の低位性に基く劣等感と密接に結びついている。

しかし、かれらは一般に転職への自信を喪失しているばかりか、たとえ転職していっても、その新しき道を進んで、そこで成功しているものは殆んど見当らない。実際かれらの中で舟方をやめて他の地域、就中大都会に進出するものが少くないのであるが、それが一時の「出稼ぎ」に終って、再びK町の浜部落に舞戻り、漁業労働に従事する事例は余りにも多い。

この事実について、再びある網元の言を引用してみよう。「この土地のものは、就中舟方は物事に飽き易い。それ故、一つの事に永続き出来ない。一時は大都会にあこがれて転職するも、出先から親へ仕送りするわけではなく、また貯金するわけでもない。罹病して帰郷するのが通例だ。出稼ぎの結果は決してかれらにプラスしていない。」また一部の舟方達はこの事実について、次のように内部から批判を下している。「中学卒で直ちに舟方になろうというものは一人もおらないであろう。卒業後はすべて外部に出るが、四・五年すると帰郷してくる。出先きでどうにもならなくなって、辛抱出来ずに戻ってくるのだ。かれらの心底には、九十九里浜にかえればなんとか暮してゆけるという安易感がある。舟方は一番最低の労働で、身体さえあれば出来る仕事、いざ困れば舟方になればよいという考えなのだ。」

かれらはたとえ舟方をやめて大都会へ進出し、別の新しい職業に従事しても、情熱的ではあるが物事に飽き易い線香花火的性格にわざわいされて、その職業を永続して維持してゆくことが出来ない。それはまた大都会においても地味な職業の選択をゆるさずして、沖仲仕とか人夫といった如き、日雇労働的職業を好ましめる。「舟方や舟方の子女が農閑期を利用して岡部落の農家へ手伝いに行けば、かれらのこの期間における極端な零細生活に大いに益するものであることは、かれら自身に十分に理解されており乍ら、そのことが浜部落において殆んど実行されておらず、むしろこれに対して消極的、否定的態度をとっている舟方の多いのは、一方において、舟方が農業技術を習得していないことによるのは勿論だが、他方において「朝から晩まで休みなく働く農家の生活は、我にとってもたえられうるものでない。舟方の生活の方が余っ程面白い。」というかれらの一般的気質にもよるであろう。そして、このような気質が「なにも他の職業で苦勞しなくとも、舟方になればなんとか暮してゆける。生

活が窮迫すれば網元から前借すればよい。」という他者依存的な生活に対する安易感と結びついて、舟方をして無気力なものたらしめている。

実際、筆者の接触した舟方の大半は、如何なる生活目標も、また如何なる生活内容もたず、各自の生活に目的や意義をみとめておらない。「俺はもはや人生から期待する何ものももっていないのだ。すべての舟方は、多かれ少かれこのような気持をその心底にひそめているのではないであろうか。かれら舟方にとって、かれら自身の存在理由は失われてしまっているように思われる。そして、これがK町浜部落の舟方の現実の姿ではないであろうか。人生に対して全く抛り所を失ってしまった人間が、人生の窮極の避難所としてえらんだのが、浜部落であり、その職業は舟方という原始的な漁業労働であったように思われる。「舟方は人間の屑だ。」岡部落の農民の人々の中には、舟方を指してこういうものもある。町の人々も、舟方自身もこのことをみとめている。「我々は失業救済だと思つて、この仕事にはげんでいる。」ある網元の言葉は一面の真理を物語っている。そしてこのことは、網元達に「たとえ漁港が出現して、新しい漁撈技術に由来する社会体系の変化の徴候が徐々にみられても、我々はまだまだ現在の体系の中に安住しえられる。」という強い確信を生みだす。隷属の機構は舟方の隷属意識をたかめ、舟方の隷属意識は隷属の機構を益々強固なものたらしめている。これがK町の漁業社会の抜き難い性格である。

従つて、生産技術の変革が在来の社会体系の中核にまで影響を及ぼすに至るためには、一方において体系そのものの外部からの強力な改革が必要とされるとともに、舟方によって従来維持されてきた価値志向を内部から是正してゆくことが求められなければならないであろう。

- (1) 漁撈技術の改良として、例えば、船舶の動力機関の強化(ディーゼル・エンジンの使用、焼玉エンジンの改良)、超短波を利用した魚群電波探知器、損耗率の少ない化繊網の使用などがあげられる。
- (2) 以下、九十九里浜大地曳網漁業の盛衰、及び大地曳網漁業から揚繰網漁業への変遷過程に関する論述については、山口和雄、「九十九里旧地曳網漁業」アチック・ミニージャム彙報第十二所収(昭和十二年)、及び中井信彦、「九十九里浜に於ける地曳網漁業から揚繰網漁業への転換過程」史学第二十八卷、第二号所収(昭和三十年)の諸論文に負う所が多い。
- (3) 出典、千葉県農商課「水産集談会日誌」(明治十六年)一六四頁、山口和雄、前掲書所収。
- (4) 同右、「農商雜報附録水産會記事」(明治十五年)五九一六十頁、山口和雄、前掲書所収。
- (5) 中井信彦、前掲論文、七六一八十頁。
- (6) これら町村の農業化計画については、岡部落地帯に利根川用水による大規模な灌漑計画のあることを附記しておく。また、K町の工業化については、最近、東京のある有数な石油会社が、技術者を数名現地に長期間派遣して、K町岡部落の敷地点に、天然ガスの試掘工事を行っていたことに注目したい。もし、この試掘の結果が有望であれば、K町は将来天然ガスによる工業化に成功するであろう。
- (7) O町では最近港が出来たことによって、魚価が騰り、今まで九十九里浜でその価が最高であったK町を、將に凌駕しようとするほどの実績をあげてきている。
- (8) 山口和雄前掲書、三〇六一三〇八頁。
- (9) 同右、前掲書、三〇八一三一二頁。
- (10) 同右、前掲書、三一三頁、出典、大日本水産會報、第十二卷、第一三七号、(明治二十六年十一月刊、八七一頁―八七二頁)
- (11) 同右、前掲書、三一六頁。
- (12) ごく最近の報告論文としては、中井信彦、前掲論文の他に、米山桂三、漁村の人口問題、法学研究第二十六卷、第六号所収、及び社会調査―労働、工場、漁村(昭和三十年)一八〇―二二三頁、青沼吉松、漁業社会の構造、社会学評論、十三・十四号所収等がある。
- (13) 山口和雄、前掲書、中井信彦、前掲論文参照。